

小児救急医療体制確立に向けた各都道府県における 事業の実施状況等について

1. 小児救急医療体制（二次救急医療）を整備する単位（地区）

○ 各都道府県が定める地区（小児救急医療圏）：全国で404地区

※ 二次医療圏（全国で369地区）に比べて、小児救急医療に係る地域の実情に応じ、より細分化している地区があることから、二次医療圏数とは一致しない。

2. 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る事業の実施状況について

○ 平成16年度中に実施予定のものを含め221地区である。

① 国庫補助事業整備地区：185地区

- ・ 小児救急医療支援事業（小児救急医療圏ごとに、小児科を標榜する病院が当番制等により休日・夜間の小児救急患者を受け入れる。）

139地区をカバーする。

- ・ 小児救急医療拠点病院（広域（複数の小児救急医療圏）を対象に小児救急患者を受け入れる。）

21病院で事業を実施し、46地区をカバーする。

② 県単独事業等整備地区：19地区

- ・ 都道府県又は市町村が独自の事業として準夜帯（19時～23時）での小児科輪番制を行っているもの
- ・ 独立行政法人等において毎夜間・毎休日、小児科医による当直体制を採っているもの

などにより、小児救急医療を確保している地区。

③ 通常の病院群輪番制の中で小児救急医療が確保されている地区：17地区

病院群輪番制の中で毎夜間・毎休日、小児科医を確保し、小児救急医療を確保している地区。

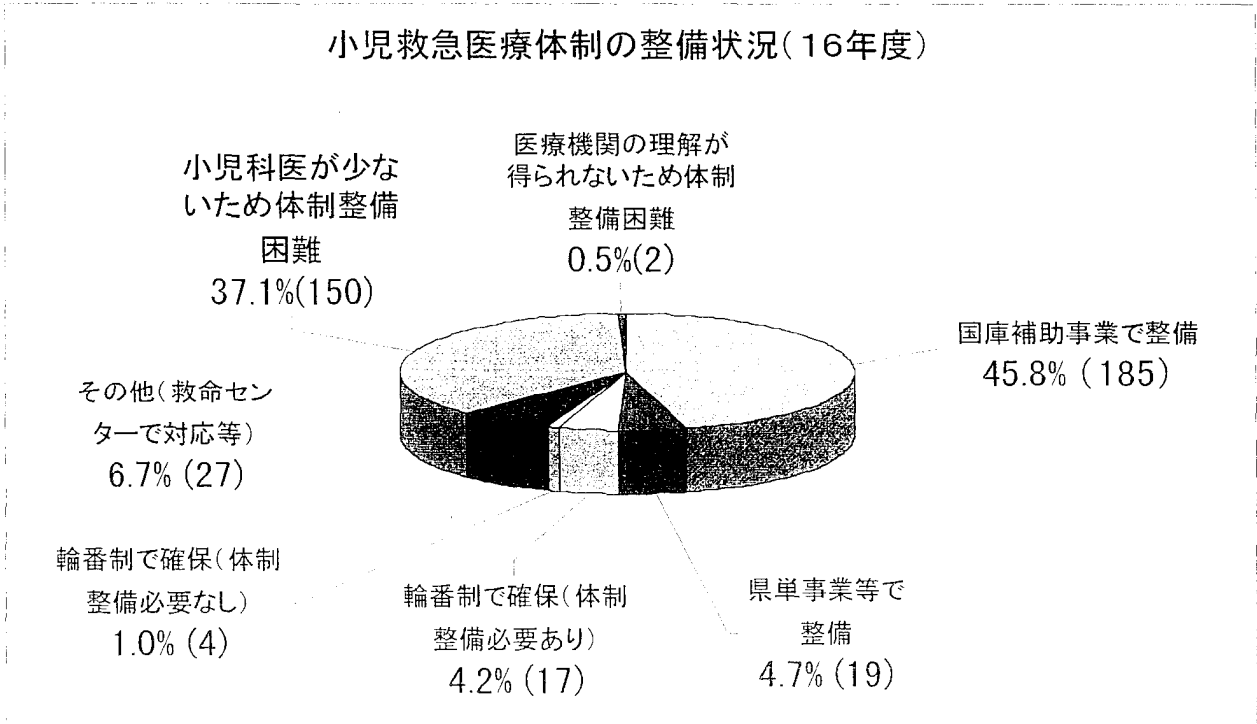
3. 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る事業の未実施地区について

(1) 未実施地区数：183地区

(1. 小児救急医療圏数404 - 2. 事業の実施地区数221 = 183)

(2) 未実施の理由等別の状況

- ① 小児救急に特化した体制を採る必要がない 31地区
 - a. 病院群輪番制事業又は共同利用型病院事業で対応 4地区
 - b. 救命救急センターで対応等 27地区
- ② 小児救急医療体制が必要だが、体制整備に困難を来している 152地区
 - c. 小児科医が少ないため 150地区
 - d. 医療機関の理解が得られないため 2地区



4. 「小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会」設置状況について

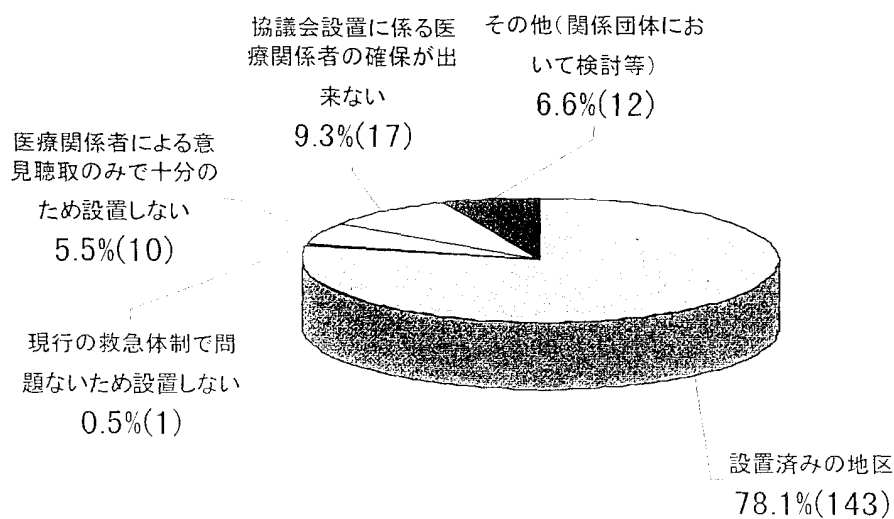
(1) 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る
事業の未実施地区（183地区）のうち協議会設置済地区：143地区

(2) 未設置地区数：40地区
(事業未実施地区数183 - 協議会設置済地区数143 = 40)

(3) 未設置の理由等別の状況

- ① 協議会を設置する必要がない 11地区
 - a. 現行の救急医療体制で問題ない 1地区
 - b. 医療関係者による意見聴取のみで十分である等 10地区
- ② 協議会の設置が必要だが、設置に係る医療関係者の確保が出来ない 17地区
- ③ 関係団体等において検討等 12地区

未整備地区(183地区)の協議会設置状況



二次小児救急医療体制の取組状況

(平成16年9月1日現在)

	二次医療圏数	小児救急医療圏数	国庫補助事業整備地区						県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	整備済地区
			小児救急医療支援事業			小児救急医療拠点病院					
			15年度以前より実施	16年度に実施	計	15年度以前より実施	16年度に実施	計			
1 北海道	21	21	2 (2)		2 (2)	6 (2)	5 (2)	11 (4)			13
2 青森	6	6									
3 岩手	9	9	1 (1)		1 (1)						1
4 宮城	10	10	1 (1)		1 (1)						1
5 秋田	8	8	2 (2)		2 (2)						2
6 山形	4	7		1 (1)	1 (1)						1
7 福島	7	11	1 (1)		1 (1)				1		2
8 茨城	9	11	2 (2)		2 (2)	4 (1)		4 (1)	4		10
9 栃木	5	10	1 (1)		1 (1)				2		3
10 群馬	10	5	4 (4)		4 (4)						4
11 埼玉	9	16	9 (9)	4 (4)	13 (13)						13
12 千葉	8	15	3 (3)	1 (1)	4 (4)	6 (3)		6 (3)	1	1	12
13 東京	13	13	12 (12)		12 (12)						12
14 神奈川	11	14	13 (13)	△ 1 (△ 1)	12 (12)	1 (1)	1	2 (1)			14
15 新潟	13	12								1	1
16 富山	4	4	2 (2)		2 (2)					1	3
17 石川	4	5								1	1
18 福井	4	4		4 (2)	4 (2)						4
19 山梨	8	8	1 (1)	6 (1)	7 (2)						7
20 長野	10	10								1	1
21 岐阜	5	5								1	1
22 静岡	9	12	11 (11)		11 (11)		1 (1)	1 (1)			12
23 愛知	11	11	2 (2)		2 (2)						2
24 三重	4	4							2		2
25 滋賀	7	7	4 (4)	1 (1)	5 (5)						5
26 京都	6	6								1	1
27 大阪	8	11	11 (11)		11 (11)						11
28 兵庫	10	10	9 (9)	1 (1)	10 (10)		(1)	(1)			10
29 奈良	5	2	2 (2)		2 (2)						2
30 和歌山	7	7	3 (3)		3 (3)						3
31 鳥取	3	3	2 (2)		2 (2)				1		3
32 島根	7	7							2		2
33 岡山	5	6	2 (2)		2 (2)					1	3
34 広島	7	14	3 (3)		3 (3)	7 (2)	1 (1)	8 (3)	1		12
35 山口	9	9	2 (2)	△ 1 (△ 1)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	4 (2)			5
36 徳島	6	3	2 (2)		2 (2)	1 (1)		1 (1)			3
37 香川	5	5	3 (3)		3 (3)				1	1	5
38 愛媛	6	6	2 (2)		2 (2)						2
39 高知	4	4	1 (1)		1 (1)						1
40 福岡	13	13		1 (1)	1 (1)					4	5
41 佐賀	5	5								4	4
42 長崎	9	9	1 (1)		1 (1)				1		2
43 熊本	11	11				6 (3)		6 (3)			6
44 大分	10	10	3 (3)		3 (3)						3
45 宮崎	7	7							1		1
46 鹿児島	12	12					3 (1)	3 (1)	2		5
47 沖縄	5	6	5 (5)		5 (5)						5
計	369	404	122 (122)	17 (10)	139 (132)	34 (14)	12 (7)	46 (21)	19	17	221

※ 小児救急医療支援事業の左数字は地区数、右 () 数字は事業数である。

※ 小児救急医療拠点病院の左数字は地区数、右 () 数字は所数である。

※ 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は16年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、「小児救急医療支援事業」と「小児救急医療拠点病院」の重複地区については、「小児救急医療拠点病院」の重複地区を除く。また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く。

小児救急医療体制(二次救急)未整備地区の要因

	二次医療圏数	小児救急医療圏数(A)	国庫補助事業整備地区(B)	県単事業等整備地区(C)	通常の輪番制で確保されている地区(D)	整備済地区(B+C+D)=E	未整備地区(A-E)	未整備地区の要因				未整備地域の小児救急医療確保方策	
								①	②	③	④		
1 北海道	21	21	13			13	8		4		4	17'に支援・拠点病院事業開始に向けて調整中	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
2 青森	6	6					6		3		3	救命救急センターで対応(2地区)、支援事業実施に向けて調整中(1地区)	"
3 岩手	9	9	1			1	8	1	7				"
4 宮城	10	10	1			1	9		9				"
5 秋田	8	8	2			2	6		6				"
6 山形	4	7	1			1	6		6				"
7 福島	7	11	1	1		2	9		9				"
8 茨城	9	11	6	4		10	1		1				"
9 栃木	5	10	1	2		3	7		7				"
10 群馬	10	5	4			4	1			1	1	地区に合った小児救急医療体制を検討中	小児科標榜病院がそれぞれオンコール体制を取り対応
11 埼玉	9	16	13			13	3		3				病院群輪番制病院等において対応
12 千葉	8	15	10	1	1	12	3			3	3	支援事業の実施に向けて検討中	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
13 東京	13	13	12			12	1			1	1	各島毎で対応可能	主に都立広尾病院で対応
14 神奈川	11	14	14			14							
15 新潟	13	12			1	1	11		11				病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
16 富山	4	4	2		1	3	1			1	1	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	"
17 石川	4	5			1	1	4		4				小児科標榜病院がそれぞれオンコール体制を取り対応
18 福井	4	4	4			4							
19 山梨	8	8	7			7	1		1				病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
20 長野	10	10			1	1	9		8	1	1	基幹病院で対応している	"
21 岐阜	5	5			1	1	4		3	1	1	救命救急センターで対応している	"
22 静岡	9	12	12			12							
23 愛知	11	11	2			2	9	2	6	1			病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
24 三重	4	4		2		2	2		2				"
25 滋賀	7	7	5			5	2		1	1	1	支援事業実施に向け関係機関と調整中である	"
26 京都	6	6			1	1	5		2	3	3	取るべき方策を模索中	"
27 大阪	8	11	11			11							
28 兵庫	10	10	10			10							
29 奈良	5	2	2			2							
30 和歌山	7	7	3			3	4		2	1	1	救命救急センターで対応	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
31 鳥取	3	3	2	1		3							
32 島根	7	7		2		2				5	5		病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
33 岡山	5	6	2		1	3	3		3				"
34 広島	7	14	11	1		12	2			2	2	拠点病院設置に向け関係機関と協議中	小児対応の在宅当番医制と二次救急医療機関で対応している。救命救急センターで対応
35 山口	9	9	5			5	4	1		3	3	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	"
36 徳島	6	3	3			3							
37 香川	5	5	3	1	1	5							
38 愛媛	6	6	2			2	4		4				病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
39 高知	4	4	1			1	3		3				"
40 福岡	13	13	1		4	5	8		8				"
41 佐賀	5	5			4	4	1		1				
42 長崎	9	9	1	1		2	7		6	1	1	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
43 熊本	11	11	6			6	5		5				"
44 大分	10	10	3			3	7		7				"
45 宮崎	7	7		1		1	6		6				"
46 鹿児島	12	12	3	2		5	7		7				"
47 沖縄	5	6	5			5	1			1	1	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	救命救急センターで対応
計	369	404	185	19	17	221	183	4	150	2	27		

注1) 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は16年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く
 注2) 「国庫補助事業」とは、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院事業を指し、「県単事業等」とは国立医療機関や県単独事業等を指し、「通常の輪番制で確保されている地区」とは、輪番制の中で小児科医を確保し、常に大人と子どもの救急医療体制が確保されている地区を指す。
 なお、「県単事業」については小児科医を確保し、二次の小児救急医療体制がとられているものを指す(小児科医のオンコール体制は除く)
 注3) 未整備地区の未整備の要因は以下によって区分している。
 ①病院群輪番制事業(又は共同利用型病院事業)で対応しており、小児救急に特化した体制を取る必要がない。
 ②小児救急体制が必要であるが、小児科医が少ないため体制整備が困難。
 ③小児救急体制が必要であるが、小児科医を抱える医療機関の理解が得られないため体制整備が困難。
 ④その他

「小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会」における取組状況

(平成16年9月現在)

二次医療圏数	小児救急医療圏数(a)	小児救急事業					小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会													
		国庫補助事業整備地区	県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	計(b)	設置済地区数(c)	設置済みの協議会における検討事項				未設置地区数(a-b+c)	協議会未設置の要因								
							小児科医の確保方針	小児救急医療体制(二次)の整備計画	その他	「その他」の主な検討事項		①	②	③	その他	「その他」の主な理由				
1	北海道	21	13			13	8		4	4	17年度支援・拠点病院事業開始に向けた検討									
2	青森	6					6		1	5	現在のマンパワーによる充実策									
3	岩手	9	1			1	6	2	2	5	小児救急医療体制の確保方針、小児科医に關する研修会の開催、関係者に対する啓発等を行う	2		1	1					
4	宮城	10	1			1				9										
5	秋田	8	2			2	6		6											
6	山形	4	1			1	6			6	6	初期救急も含め体制整備を検討								
7	福島	7	1	1		2	9	9		9	9	小児救急医療体制の現状と整備								
8	茨城	9	6	4		10	1	1	1	1	1	子育て不安解消のための保護者向け講習会の開催								
9	栃木	5	10	2		12	3	1	1	1	1		6			1	5	関係団体で検討中		
10	群馬	10	4			4	1		1											
11	埼玉	9	13			13	3			3	3	拠点病院事業や初期の充実を含めた体制整備を検討								
12	千葉	8	10	1	1	12	3			3	3	現状を踏まえた小児救急医療体制について検討								
13	東京	13	12			12							1	1						
14	神奈川	11	14			14														
15	新潟	13	12	1	1	1	11	5	1	5	5	平成17年度より独自の体制(初期と二次の連携)を開始予定								
16	富山	4	2		1	3	1			1	1	初期の充実を含めた体制整備								
17	石川	4	5		1	1	4			4	4	小児救急医療体制の充実								
18	福井	4	4		4															
19	山梨	8	7			7	1	1	1	1	1	「小児初期救急医療センター」の医師の確保、薬剤対応等								
20	長野	10	10	1	1	1	5		1	4	4	初期も含めた小児救急医療体制の整備	4					4	関係機関と調整中	
21	岐阜	5	5		1	1							4		1	1	2	小児科医の不在の問題があり、広域にわたった小児医療体制を取る事が困難		
22	静岡	9	12			12														
23	愛知	11	2			2	9	4	5											
24	三重	4	2			2	2			2	2	小児救急も含めた救急医療体制整備について検討								
25	滋賀	7	5			5	2	2	2											
26	京都	6			1	1							5		5					
27	大阪	8	11			11														
28	兵庫	10	10			10														
29	奈良	5	2			2														
30	和歌山	7	3			3	1		1				3			2	1	協議会設置に向けて、中核市保健所と県立保健所間で調整を要する必要がある		
31	鳥取	3	2	1		3														
32	島根	7	2			2	5		5											
33	岡山	5	2	1		3	3			3	3	地域住民への普及啓発等								
34	広島	7	11	1		12	2					2	小児対応の在宅当番制の継続実施							
35	山口	9	5			5	4	3	1	2	2	小児救急医療体制の現状分析と対応策								
36	徳島	6	3			3														
37	香川	5	3	1	1	5														
38	愛媛	6	2			2	4	3	2											
39	高知	4	1			1							3			3				
40	福岡	13	1		4	5	8	4	8	4	4	初期・準夜帯の体制整備								
41	佐賀	5	5		4	4	1		1											
42	長崎	9	1	1		2	4			4	4	初期の充実策及び隣接医療圏との連携	3		3					
43	熊本	11	6			6	5		5	5	5	初期救急医療体制の整備								
44	大分	10	3			3	7		4	7	7	小児初期救急医療体制のあり方								
45	宮崎	7	1			1	6	6												
46	鹿児島	12	3	2		5	7	7	7											
47	沖縄	5	5			5	1	1	1											
計	369	404	185	19	17	221	143	48	61	80		40	1	10	17	12				

注1) 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は16年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く
 注2) 「国庫補助事業」とは、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院事業を指し、「県単事業等」とは国立医療機関や県単独事業等を指し、「通常の輪番制で確保されている地区」とは、輪番制の中で小児科医を確保し、常に大人と子どもの救急医療体制が確保されている地区を指す。
 注3) 「協議会」とは、地域の関係者による小児救急医療提供体制確立のプランづくり等を検討する場である。(16年度までに設置する地区を集計)
 注4) 「協議会設置済地区数」は、小児救急事業実施地区(国庫補助・県単・通常の輪番で確保されている地区)を除く
 注5) 「設置済みの協議会における検討事項」は、重複回答も計上
 注6) 「未設置の要因」における分類は次のとおり。①=現行の救急医療体制で問題ないため設置しない。②=医療関係者による意見聴取のみで十分であるため設置しない。(または関係団体で別途検討を行っているため設置しない。)
 ③=協議会設置に係る医療関係者の確保が出来ない。